

庁達第5号

庁 中 一 般
各 事 業 所

堺市副市長の事務分担に関する規程（令和5年庁達第12号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

第2条第1項の表佐小副市長の項第1号中「市長公室」を「政策局」に改め、同表本屋副市長の項第1号中「子ども青少年局」を「こども青少年局」に改め、同表田雑副市長の項中「田雑副市長」を「角田副市長」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 佐小副市長が担任する政策局の所管に属する事務のうち、大阪府及び同府内の自治体に関する事務については、本屋副市長との共同の担任とする。

附 則

この庁達は、令和8年4月1日から施行する。